

新庁舎の候補地選定 2次評価の考え方

R5.10.27 検討

1次評価により絞り込んだ6箇所の候補地について、地方自治法第4条第2項（地方公共団体の事務所の位置決定の基準）に基づき、下記の5項目で評価を行い、候補地を選定します。

なお、評価の視点（枠囲み部分）は、新たに庁舎を整備した市町が用いた視点から、事務局が一般的と思われるものを選びました。各委員が事前アンケートで回答される場合、この視点のほか、他の視点で回答されても結構です。

1 総合計画との整合

評価の視点

◇都市活動拠点エリアの形成に寄与するか

都市活動拠点エリアとは、第3次総合計画の将来都市構造において、新本庁舎等の行政機能を含めた都市機能を誘導し、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリアをいいます。

※別添「那須烏山市第3次総合計画（概要版）」2頁を参照

2 利便性（都市機能や他の官公署との近接状況、道路や公共交通機関によるアクセス性）

評価の視点

◇500m圏内に都市機能や他の官公署がどの程度存在しているか

都市機能：銀行、郵便局、商業施設、病院、社会福祉施設など

他の官公署：市公共施設、国県出先機関、警察署、消防署、商工会、社協など

◇周辺の道路環境は自動車によるアクセス性に優れているか

◇J R烏山線や市営バス等の利便性に優れているか

3 経済性（工事に要する期間及び事業費）

評価の視点

◇事業費の多寡（建築費、駐車場・調整池の整備費以外に必要なもの）

◇都市計画事業の活用

都市計画事業とは、用途地域内の主要な駅から概ね半径500m以内に該当するエリアにおける公共公益施設（建物・道路・造成等）の整備を実施する際に、国から交付金等の有利な財政支援を受けることができる事業です。

4 実現性（現地調査等に基づく土地利用上の制約）

評価の視点

◇庁舎建物や駐車場が配置しやすく、利用しやすい敷地であるか

◇用地取得の見通し

5 将来性（本市における課題解決の実現、その他公共施設との連携による効率化）

評価の視点

◇中心市街地の賑わい創出やコンパクトなまちづくりにつながるか

◇庁舎だけでなく、その他公共施設や都市機能の配置が総合的に考えられるか